

京都市告示第263号

児童福祉法（以下「法」という。）第24条の37の規定により、次のとおり法第24条の26に規定する指定障害児相談支援事業者を指定しました。

令和2年8月7日

京都市長 門川 大作

1 申請者

合同会社H a r u k a .（代表社員 林 安子）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市南区東九条柳下町14-22

3 事業所の名称

相談支援室 るりいろマミー

4 事業所の所在地

京都市伏見区深草下川原町10-1 シャルマン鴨川103号室

5 指定する事業の種類

障害児相談支援事業

6 指定年月日

令和2年8月5日

7 事業所番号

2670900428

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）